

第四次吉見町  
行政改革大綱

平成22年3月

吉見町



# 目 次

## 第四次吉見町行政改革大綱

I 策定の趣旨	1
II 基本方針	1
III 推進期間	2
IV 行政改革の進め方	2
V 重点項目	3
1 町民との協働・行政サービスの向上	3
2 効率的な行政運営の推進	3
3 健全な財政基盤の確立	4
VI 重点実施項目	5
1 町民との協働・行政サービスの向上	5
(1) 協働意識の醸成	5
(2) まちづくりへの参加	5
(3) 行政サービスの推進	5
2 効率的な行政運営の推進	6
(1) 事務事業の見直し	6
(2) 組織・機構の見直し	6
(3) 定員管理及び給与等の見直し	7
(4) 公共施設の効率的な管理運営	7
(5) 職員の意識改革	7
3 健全な財政基盤の確立	8
(1) 財政計画の策定	8
(2) 歳出の抑制	8
(3) 自主財源の確保	8
資料	9～ 18

# 第四次吉見町行政改革大綱

## I 策定の趣旨

本町は、昭和61年に「第一次吉見町行政改革大綱」を策定し、平成9年には第二次、平成18年に第三次と2回にわたり改定を加えながら、簡素で効率的な行財政システムの確立を目指し、取り組んできました。

しかし、少子高齢化や環境問題等の重要課題に対する行政負担はますます重くなり、さらに地方分権に伴う権限移譲の進展等により、人材・財源の限られた本町において行財政運営は厳しさを増しています。

このように社会経済状況が大きく変動するなか、町民の新たな行政需要に対応していくためには、より抜本的な改革を進め、最小の経費で最大の効果を発揮できる効率的な行財政システムを構築していく必要があります。

そこで、今後の行財政改革の方向性、方針を示す「第四次吉見町行政改革大綱」を策定し、より一層の行政改革を継続してまいります。

## II 基本方針

第四次吉見町行政改革大綱の基本方針を次の3つの項目とし、引き続き積極的に行政改革を進めます。

### 1 町民との協働・行政サービスの向上

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるとともに、町民がより満足する行政サービスの向上に努めます。

### 2 効率的な行政運営の推進

新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、最小の経費で最大の効果をあげるため、人材や財源など限りある資源を有効に活用するとともに事務事業の積極的な見直しを行い、簡素で効率的な行政運営を推進します。

### 3 健全な財政基盤の確立

中長期的な視点から自主財源の確保や歳出の見直しを行い、健全な財政運営に努めます。

## Ⅲ 推進期間

本大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、本大綱の見直しが必要になった場合は、適宜、修正するものとします。

## Ⅳ 行政改革の進め方

### 1 実施計画

改革の実施にあたっては、具体的な取組内容や実施年度等を明記した「第四次吉見町行政改革大綱実施計画」を策定して、計画的な推進を図ります。

### 2 推進体制

改革を推進するにあたっては、「吉見町行財政改革プロジェクト・チーム」「吉見町行政改革推進本部」において進行管理や検証、評価、改善等を行うとともに、町民代表からなる「吉見町行政改革推進委員会」へ定期的に報告を行い、意見を伺うほか、ホームページや町広報紙を通して積極的に公表をしていきます。

### 3 職員の意識改革

改革を進めるにあたっては、職員一人ひとりの意識や取り組みが重要となるため、常に問題意識を持ち、『より低いコストで、より質の高いサービスを』といった意識の徹底に努めます。

## V 重点項目

### 1 町民との協働・行政サービスの向上

#### (1) 協働意識の醸成

町民との協働を進めていくためには、町民意識の高揚だけでなく、職員の意識改革も不可欠です。全庁的に協働意識の醸成を図り、「協働のまちづくり指針」に基づき、協働の手法を取り入れた事業を展開します。

#### (2) まちづくりへの参加

町民と行政とがお互いにパートナーとして協働できるまちづくりを推進していくため、町民の幅広い声を政策形成過程に活かすとともに、町民が施策・事業の推進に積極的に参画できる環境を整えます。

#### (3) 行政サービスの推進

行政情報をわかりやすく提供することで、行政運営の透明性を高めます。また、町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。

### 2 効率的な行政運営の推進

#### (1) 事務事業の見直し

各種事務事業の実施にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげることを念頭に置きながら、徹底した見直しを行うとともに、事務処理を進める上での効果的な手法の検討に取り組みます。

#### (2) 組織・機構の見直し

新たな行政課題や町民ニーズに柔軟かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織体制に向けて継続的な見直しを行います。

#### (3) 定員管理及び給与等の見直し

これからのまちづくりや社会情勢の変化等による新たな行政需要に対応するため、効果的な人員配置を行うとともに、定員管理の適正化に努めます。また、職員の給与水準及び制度のより一層の適正化を図ります。

#### **(4) 公共施設の効率的な管理運営**

公共施設の効率的な管理運営を図るため、その設置目的、利用状況などから管理のあり方を多角的に見直すとともに、維持管理経費の節減に努めます。

#### **(5) 職員の意識改革**

多様化する町民ニーズに的確に対応するため、職員一人ひとりの資質の向上を図るとともに、職員が目標をもって職務に取り組み、能力を最大限発揮できる環境づくりに努めます。

### **3 健全な財政基盤の確立**

#### **(1) 財政計画の策定**

的確な歳入歳出見込みに基づく財政計画を策定し、毎年度見直しを行い、健全な財政運営に努めます。

#### **(2) 歳出の抑制**

職員一人ひとりのコスト意識の徹底を図るとともに、節減・合理化を推進し歳出の抑制に取り組みます。

#### **(3) 自主財源の確保**

厳しい財政状況の中で自立したまちづくりを進めるため、町税等の収納率向上、使用料・手数料の見直し、町有財産の有効活用など、自主財源の確保に努めます。

## VI 重点実施項目

### 1 町民との協働・行政サービスの向上

#### (1) 協働意識の醸成

重点実施項目	改革内容	主管課
協働のまちづくりの推進	町民と協働のまちづくりを推進するため、「協働のまちづくり指針」に基づき、町民と行政が一体となったまちづくりを推進する。	政策財政課 関係各課

#### (2) まちづくりへの参加

重点実施項目	改革内容	主管課
まちづくり懇談会の開催	まちづくり懇談会を開催し、町の方針や計画に対して、幅広く町民の意見を聴取する。	政策財政課
パブリック・コメント制度の活用	政策等を決定する過程に町民の幅広い意見を反映するため、パブリック・コメント制度を積極的に活用する。	総務課
審議会委員等の一般公募	住民参画の促進のため、各種審議会委員等について積極的に委員公募を行う。	政策財政課 関係各課

#### (3) 行政サービスの推進

重点実施項目	改革内容	主管課
行政情報の提供	町政に対する理解を深めるため、町広報紙、ホームページ、情報公開コーナー等を活用し、行政情報の積極的な公開に努めるとともにわかりやすく提供できるよう、随時見直しを図る。	総務課 全課
窓口業務の充実	町民が利用しやすい窓口を目指すため、事務的・タテ割りの対応を改善するとともに、職員用に各種申請受付事務マニュアルを策定し、迅速で適切な接遇に努める。 また、接遇研修等の充実を図り、サービスの向上に努める。	総務課 全課
電子自治体の推進	インターネットを利用した申請・届出・電子入札等の検討を行うとともに、庁内LANシステムの有効活用に努める。	政策財政課 関係各課



## 2 効率的な行政運営の推進

### (1) 事務事業の見直し

重点実施項目	改革内容	主管課
事務事業の評価と精査	町民のニーズを的確にとらえ、すべての事業についてその目的と効果等を検証し、本当に町が担うべき事務事業が見極め、精査する。	政策財政課
事業別予算編成の実施	施策と予算の一体性を高め、限られた財源の重点的かつ効率的な活用を徹底するため、事業計画と連動した予算編成を実施する。	政策財政課
条例・規則等の継続的な見直し	適正な法制管理の実現を図るため、条例・規則等の継続的な見直しを行う。	総務課 全課
補助金等の適正化	補助金の必要性や効果について検証し、交付基準を策定するなど補助金等の適正化に努める。	政策財政課 関係各課
民間委託の推進	事務事業全般について、行政の責任や住民サービスの維持向上に配慮しつつ、費用対効果に着目した見直しを行い、委託への切り替えを検討する。	全課

### (2) 組織・機構の見直し

重点実施項目	改革内容	主管課
行政組織・機構の見直し	新たな行政課題や、住民ニーズに柔軟かつ的確に対応するため、分掌事務の見直しや課の再編を検討し、柔軟性、機動性の高い組織体制を整備する。	総務課
審議会等の見直し	それぞれの委員会、審議会等の果たしている役割等を再点検し、必要に応じて再編成を行うなど整理合理化に努める。	総務課 関係各課

### (3) 定員管理及び給与等の見直し

重点実施項目	改革内容	主管課
定員管理の適正化	社会経済情勢の変化等をふまえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながら定員管理の適正化に取り組む。	総務課
給与等の適正化	地方公務員全般にわたり給与制度の見直しが進められるなか、簡素で効率的な行政運営に向けて給与制度・運用・水準の適正化に努める。	総務課

### (4) 公共施設の効率的な管理運営

重点実施項目	改革内容	主管課
施設管理のあり方の検討	直営で管理している施設も含め、各種施設管理のあり方を検討し、指定管理者制度の活用を推進するとともに、利用状況や住民の利便性を考慮しながら効率的な管理運営を図る。	政策財政課 関係各課

### (5) 職員の意識改革

重点実施項目	改革内容	主管課
人材育成の推進	「人材育成基本方針」に基づき、計画的かつ効率的に職員の能力開発に取り組み、個々の資質向上を図る。	総務課
人事評価制度の適正な運用	目標による行政運営を行うことにより、職員の士気を高めるとともに、人事評価を統一的に行い、人事評価制度を適正に運用する。	総務課
職員提案制度の活用	事務事業について職員から広く新しいアイデアを求め、職員の改善意欲の増進、職員相互の啓発及び自己能力の開発を図り、町政の進展に寄与するため、職員提案制度の積極的な活用を図る。	政策財政課

### 3 健全な財政基盤の確立

#### (1) 財政計画の策定

重点実施項目	改革内容	主管課
財政計画の策定	計画的に事務事業を執行するため、中期的な財政計画を策定するとともに、毎年度見直しを行う。	政策財政課

#### (2) 歳出の抑制

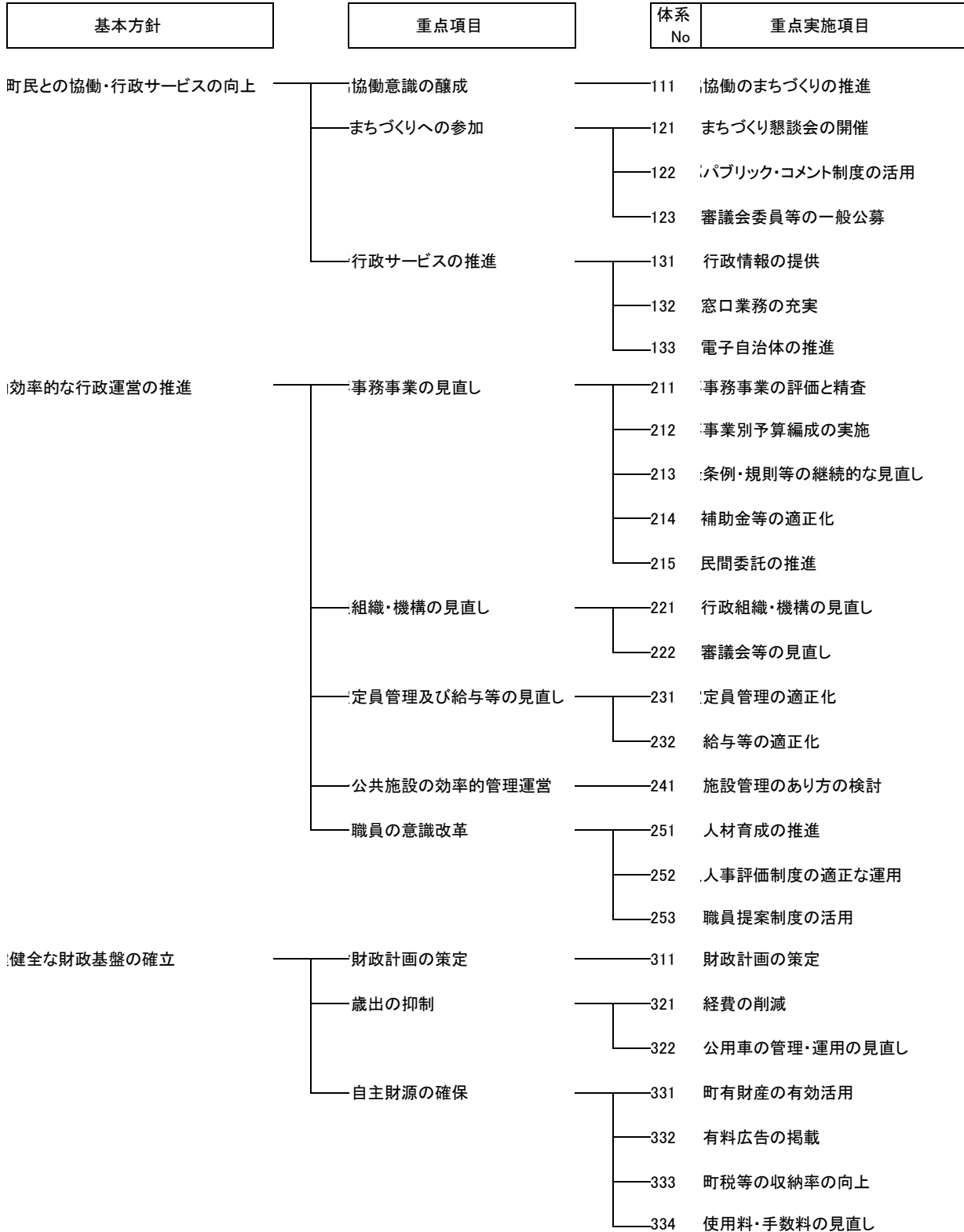
重点実施項目	改革内容	主管課
経費の削減	光熱水費や消耗品費等について、コスト意識の徹底を図り、発注方法等の見直しを行うなど、経費削減に取り組む。	全課
公用車の管理・運用の見直し	安全運転に取り組むとともに、公用車の有効利用を図るため、効果的・効率的に公用車管理を行い、エコカーの導入などを検討する。	総務課

#### (3) 自主財源の確保

重点実施項目	改革内容	主管課
町有財産の有効活用	町有財産（土地・建物）の適正な管理を行い、必要に応じて財産の貸付を行う。また、未利用地の売却を積極的に進める。	政策財政課 関係各課
有料広告の掲載	様々な広告媒体について調査研究を行い、導入できるものから随時導入し、新たな財源の確保を図る。	関係各課
町税等の収納率の向上	納税しやすい環境を整備するとともに、滞納処分等の強化を図り、公平性と自主財源の確保に努める。 また、各種料金については、滞納対策の強化を図り、収納率の向上に努める。	税務会計課 関係各課
使用料・手数料の見直し	受益者負担の原則に基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料・手数料の定期的な見直しを行う。	関係各課

# 資 料

## 1. 体系図



## 2. 吉見町行政改革推進委員会設置条例

平成 20 年 3 月 7 日  
条例第 2 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、吉見町行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の計画的推進に関すること。
- (3) その他行政改革に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による町民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 2 項第 1 号の委員は、委嘱された時における当該職を失った場合は、委員の職を失う。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、行政改革の推進を総括する課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3. 吉見町行政改革推進委員会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
柳 谷 泉	町議会議員	
神 田 隆	〃	
岩 崎 英 樹	識見を有する者	委 員 長
間 室 伸 子	〃	
大 曾 根 明 子	〃	
村 田 芳 雄	〃	
三 村 喜 宏	〃	
角 田 賢 三	〃	副委員長
高 橋 良 則	〃	
安 野 ミ サ ヲ	〃	
田 村 泰 雄	公募による町民	
小 西 昭 平	〃	

## 4. 策定経過

平成 21 年

- 6 月 30 日 第四次吉見町行政改革大綱及び集中改革プランの策定について（町長決裁）
  
- 7 月 1 日 吉見町行財政改革プロジェクト会議（第1回）
  - ・第四次吉見町行政改革大綱及び集中改革プランの策定について
  - ・策定スケジュールについて
  
- 7 月 3 日 吉見町行政改革推進本部（第1回）
  - ・第四次吉見町行政改革大綱及び集中改革プランの策定について
  - ・策定スケジュールについて
  
- 7 月 9 日 吉見町行政改革推進委員会（第1回）
  - ・第四次吉見町行政改革大綱及び集中改革プランの策定について
  - ・策定スケジュールについて
  
- 7 月 22 日 到達点評価調査実施
  
- 8 月 21 日 吉見町行財政改革プロジェクト会議（第2回）
  - ・到達点評価について
  - ・課題と今後の方向性について
  
- 9 月 3 日 「第四次吉見町行政改革大綱及び集中改革プランの策定について」の一部  
変更について（町長決裁）  
「第四次吉見町行政改革大綱及び実施計画の策定について」となる
  
- 9 月 30 日 吉見町行財政改革プロジェクト会議（第3回）
  - ・基本方針、重点項目、重点実施項目について
  
- 10 月 8 日 吉見町行政改革推進本部（第2回）
  - ・基本方針、重点項目、重点実施項目について
  
- 10 月 28 日 吉見町行財政改革プロジェクト会議（第4回）
  - ・基本方針、重点項目、重点実施項目について

- 11月2日 吉見町行政改革推進本部(第3回)
    - ・基本方針、重点項目、重点実施項目について
  
  - 11月13日 吉見町行政改革推進委員会(第2回)
    - ・基本方針、重点項目、重点実施項目について
  
  - 11月25日 実施計画策定に係る調査実施
  
  - 12月22日 吉見町行財政改革プロジェクト会議(第5回)
    - ・第四次吉見町行政改革大綱及び実施計画について
- 平成22年
- 1月4日 吉見町行政改革推進本部(第4回)
    - ・第四次吉見町行政改革大綱及び実施計画について
  
  - 1月21日 吉見町行政改革推進委員会(第3回)
    - ・第四次吉見町行政改革大綱及び実施計画について
  
  - 2月1日 パブリック・コメントの実施(2月26日まで)
  
  - 2月26日 吉見町行財政改革プロジェクト会議(第6回)
    - ・パブリック・コメントの意見募集結果について
  
  - 2月26日 吉見町行政改革推進本部(第5回)
    - ・パブリック・コメントの意見募集結果について
  
  - 3月3日 議会(全員協議会)へ説明
    - ・第四次吉見町行政改革大綱(案)について
  
  - 3月17日 吉見町行政改革推進委員会(第4回)
    - ・第四次吉見町行政改革大綱(案)について(諮問)
  
  - 3月23日 吉見町行政改革推進委員会委員長より町長へ答申
    - ・第四次吉見町行政改革大綱(案)について(答申)
  
  - 3月24日 第四次吉見町行政改革大綱及び実施計画(町長決裁)



## 5. 推進委員会諮問・答申

吉発第 3940 号  
平成22年3月17日

吉見町行政改革推進委員会  
委員長 岩 崎 英 樹 様

吉見町長 新 井 保 美

第四次吉見町行政改革大綱(案)について(諮問)

このことについて、吉見町行政改革推進委員会設置条例(平成20年吉見町条例第2号)第2条の規定に基づき、下記のことについて貴委員会の意見を求めます。

記

1. 第四次吉見町行政改革大綱(案) 別紙のとおり

平成22年3月23日

吉見町長 新井保美様

吉見町行政改革推進委員会  
委員長 岩崎英樹

#### 第四次吉見町行政改革大綱(案)について(答申)

平成22年3月17日付け吉発第3940号で諮問のあった第四次吉見町行政改革大綱(案)について、当委員会において慎重な審議を重ねた結果、原案を妥当と認め、下記の意見を付してここに答申いたします。

#### 記

##### 1. 協働の推進について

町民との協働によるまちづくりを推進するため、行政の一方的な思量にとどまることなく、地域の実情と町民の声を反映し、行政、町民双方の協働意識の醸成をしっかりと図り推進に努めること。

##### 2. 行政サービスの向上について

職員一人ひとりの接遇の向上や迅速で適切なサービスの提供に努め、町民の視点で業務のあり方を見直し、制度の利便性の向上、手続きの簡素化、待ち時間の短縮等、町民が実感できる成果をあげるよう取り組むこと。

##### 3. 効率的な行政運営について

新たな行政需要や行政課題に対応した効率的な行政運営を行うため、町民から見てわかりやすい組織づくりに努め、事務事業の実施にあたっては目的や目標を明確にし、事業効果の検証を適正に行うこと。

#### 4. 健全な財政基盤について

厳しい財政状況の中、経費の徹底的な見直しを行い、町税等の収納体制の強化、受益者負担の公平性の確保、町有財産の有効活用等、歳入確保に向け積極的に取り組むこと。

#### 5. 適切な進行管理について

行政改革大綱に基づいた具体的な取組事項については、社会情勢の変化等により必要に応じ適宜見直しを行うとともに、第三次吉見町行政改革大綱・集中改革プランの検証を踏まえ、項目ごとに出来る限り数値目標を定めた実施計画を策定し、その進捗状況を町民に公表し、計画的な進行管理を行うこと。

#### 6. 職員の意識改革について

行政改革の推進にあたり、最小の経費で最大の効果があげられるよう職員の意識の徹底に努めること。また、職員の資質向上を図り、職務の遂行に職員の能力が十分発揮できるよう配慮すること。

#### 7. 行政改革大綱の推進について

町長が強いリーダーシップを発揮し、町民、議会、職員が一丸となって、積極的に行政改革を推進すること。

## 6.吉見町行政改革推進本部設置規程

平成 17 年 7 月 29 日

規程第 14 号

(設置)

第 1 条 本町における行政改革を推進し、簡素で効率的な行財政運営を確立するため、吉見町行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に関すること。

(本部の組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、課長、局長及び室長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、政策財政課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 7 日規程第 1 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 7. 吉見町行財政改革プロジェクト・チーム設置規程

昭和 60 年 5 月 25 日  
規程第 1 号

(設置)

第 1 条 本町の行政上の重要課題である事務事業について、職員グループによる調査研究を行い、行政運営の効率化に資するため、プロジェクト・チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(調査研究事項)

第 2 条 チームは、次に掲げる事項について調査研究する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 チームに、チームリーダー(以下「リーダー」という。)、チームサブリーダー(以下「サブリーダー」という。)及びチームメンバー(以下「メンバー」という。)を置く。

2 前項のリーダー、サブリーダー及びメンバーは、職員のうちから町長が任命する。

(成果等の報告)

第 4 条 リーダーは、第 2 条の調査研究に係る成果等を定められた期日までに本部長(吉見町行政改革推進本部設置規程(平成 17 年吉見町規程第 14 号)第 3 条第 2 項に規定する者をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

2 リーダーは、本部長の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、調査研究の状況を本部長に報告するものとする。

(協力要請)

第 5 条 リーダーは、チームの職務遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力要請をすることができる。

(総合調整及び庶務)

第 6 条 チーム相互の連絡調整等を図るため、総合調整を置く。

2 前項の総合調整は、別に定める政策財政課職員をもってこれに充て、必要がある場合は、チームに加わることができる。

3 チームの庶務は、政策財政課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーがチームの庶務主管課と協議して別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 29 日規程第 15 号)

この規程は、公布の日から施行する。